

同居親族要件廃止に関する府営住宅の対応について

報告

公営住宅法の改正の概要と同居親族要件廃止に対する府営住宅の対応について

1 公営住宅法の改正内容 (H24. 4. 1 施行)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (H23. 5. 2 公布)

(1) 整備基準 (現行公営住宅法第5条第1項関係)

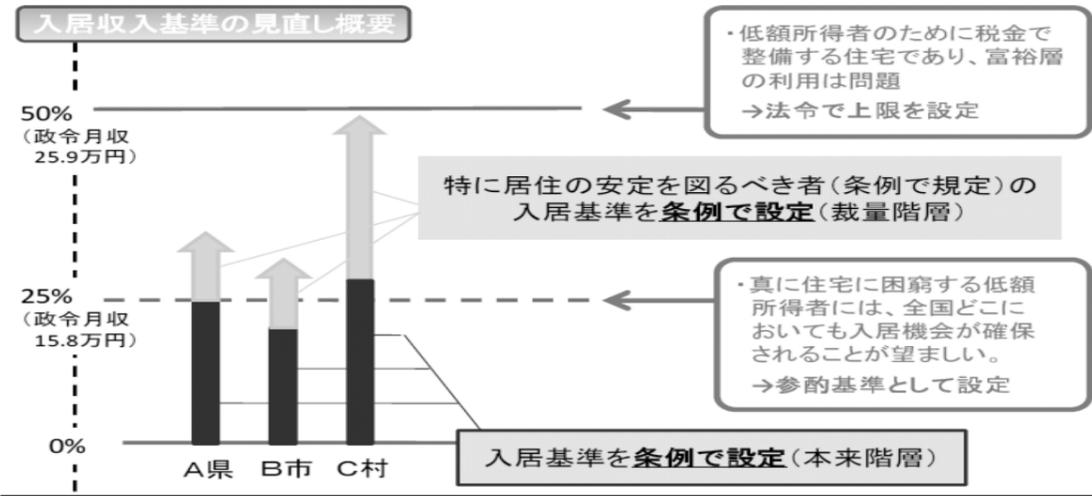
- ・ 全国一律に定められている整備基準を事業主体が条例で定める (国は参酌すべき基準を省令で定める)
- ⇒ 施行日から1年の期間内 (H25. 3. 31 まで) に、条例の制定施行が必要

(2) 入居者資格 (現行公営住宅法第23条関係)

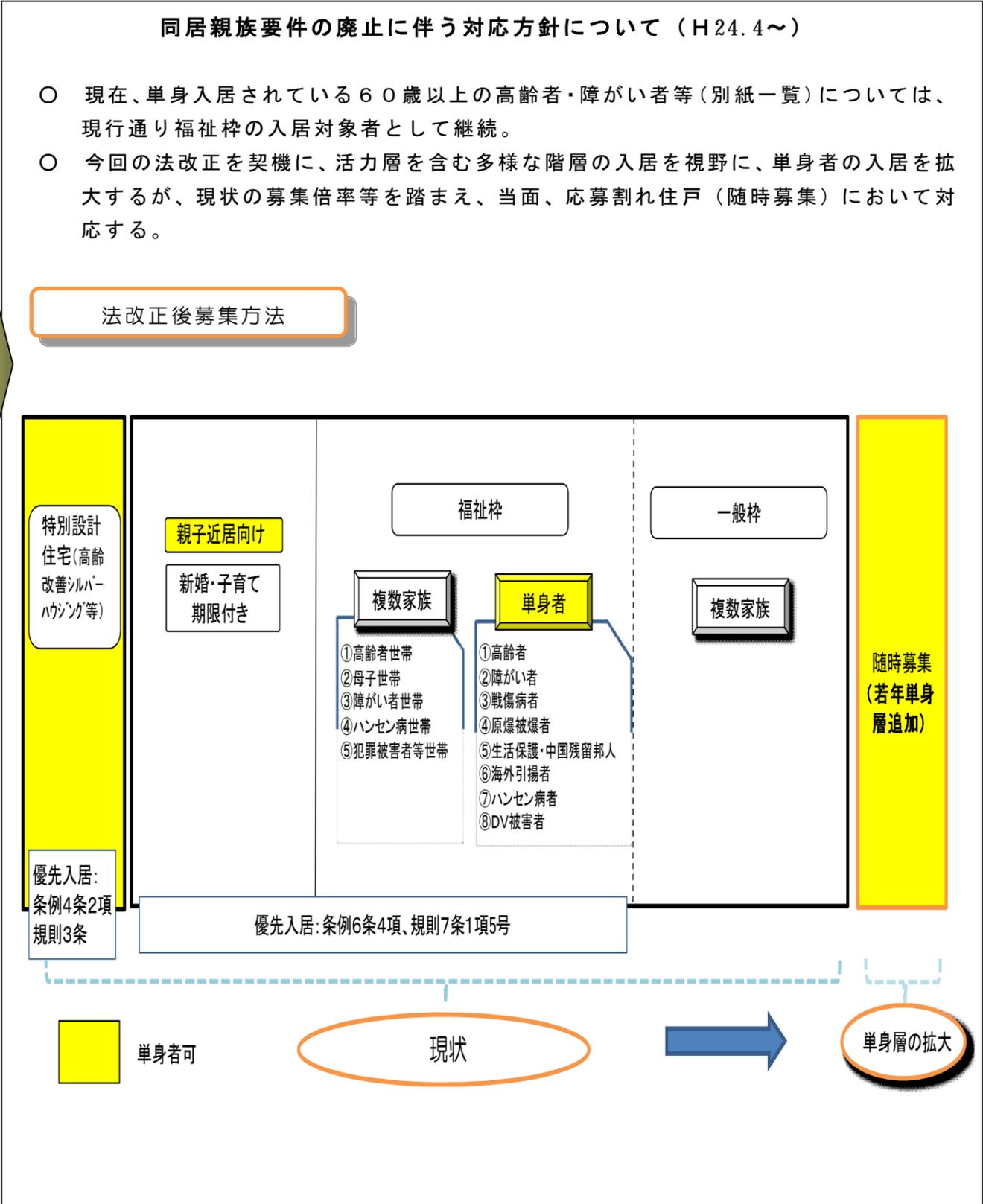
- ① 同居親族要件の廃止 (同条第1号関係)**
- ・ 現行制度で、60歳以上の高齢者等に限定されている単身者の入居の制限を廃止。
 - ⇒ 同居親族要件は施行日をもって廃止
引き続き単身入居について一定の制限が必要である場合には、施行日までに条例措置が必要

② 入居収入基準の見直し (同条第2号関係)

- ・ 公営住宅の収入基準について、事業主体が条例で定める
- ・ 収入基準として条例で定める金額の上限は、収入分位50%相当の金額を政令で規定
- ・ 国は本来階層に係る収入基準を条例で定める際に、参酌すべき基準を政令で規定
- ⇒ 施行日から1年の期間内 (H25. 3. 31 まで) に、条例の制定施行が必要 (条例制定施行までは従前の例による)



整備基準、入居収入基準の条例制定は来年度を予定



公営住宅施行令第6条の単身者資格要件

次のいずれかに該当する単身者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

ア 60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者

イ 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度であるもの

(ア) 身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級から4級までの者

(イ) 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者と同程度の障害を有すると認められる者

(ウ) 知的障害者 療育手帳の交付を受けている者又は知的障害者更生相談所において療育手帳の交付を受けている者と同程度の障害を有すると判定された者

ウ 戦傷病者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が、恩給法別表第1号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第1号表ノ三の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年以内の者

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2号に規定する被害者で次のいずれかに該当する者

(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一次保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申し立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

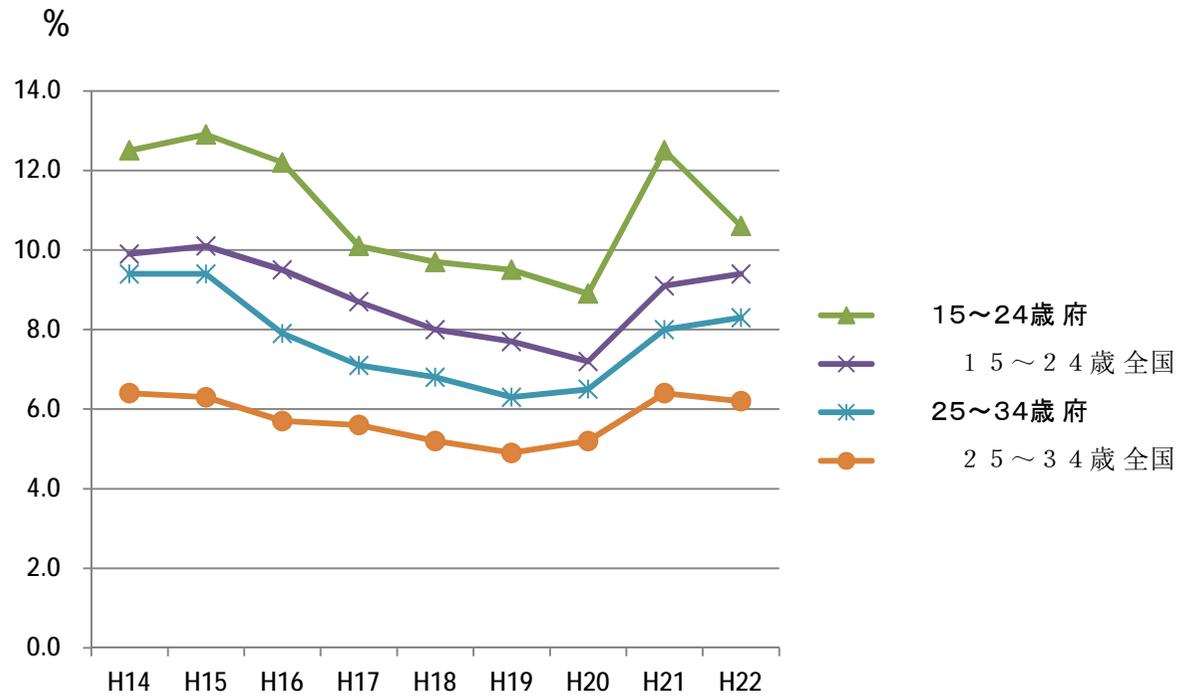
現状・課題等関連資料

「同居親族要件廃止に関する府営住宅の対応について」

第31回大阪府住宅まちづくり審議会
平成24年1月31日

完全失業率状況

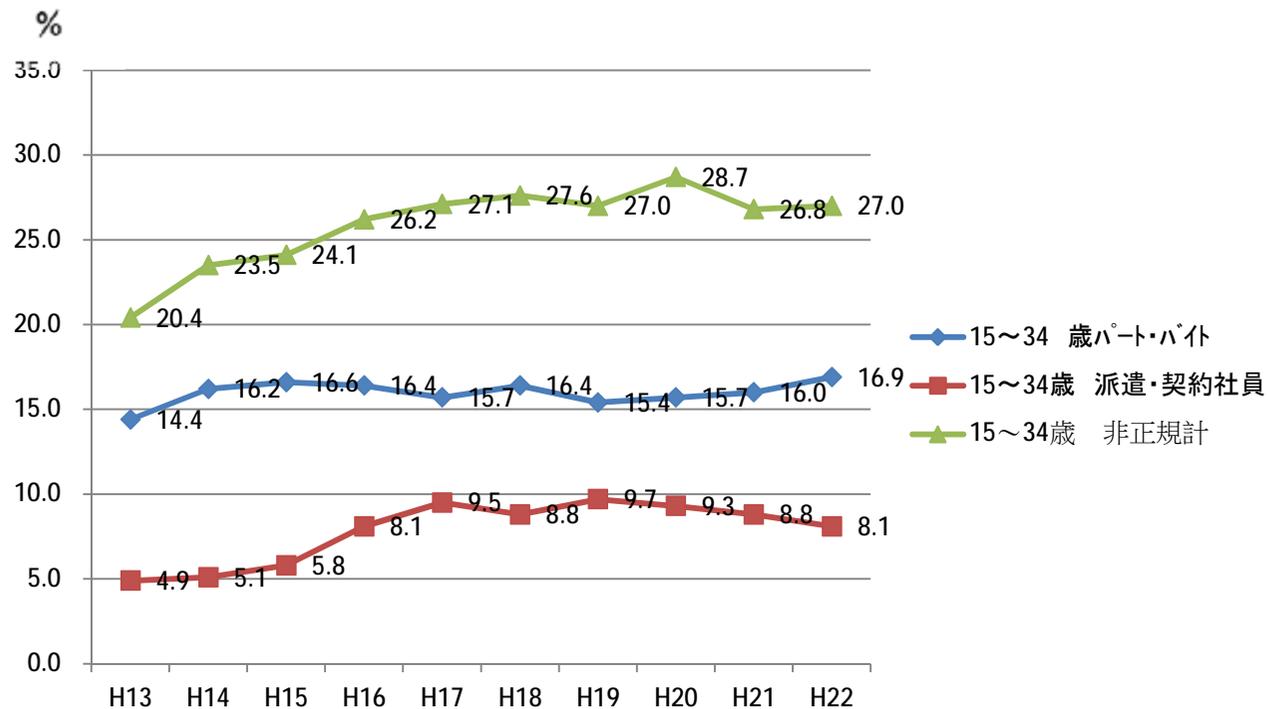
府の34歳以下の完全失業率は全国より高く推移



総務省統計局「労働力調査」

非正規の職員・従業員割合(全国)

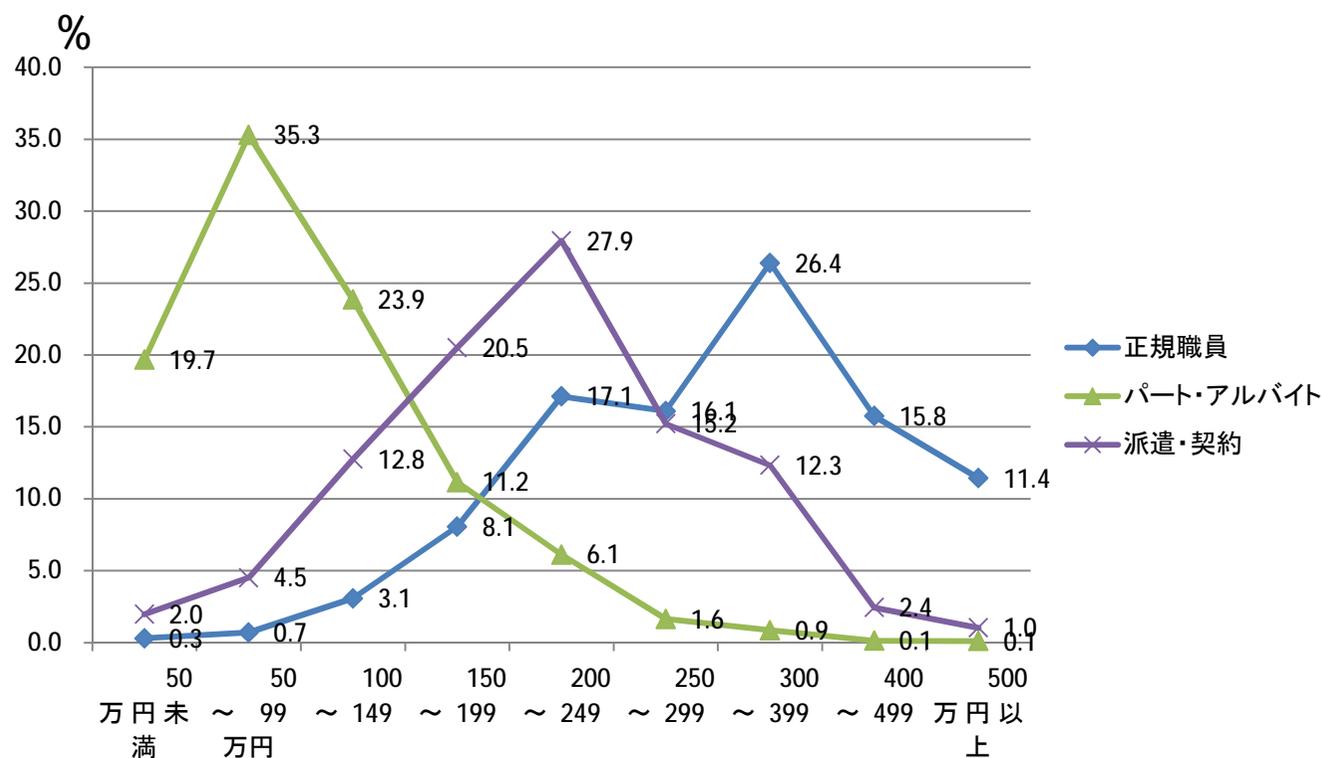
- 近年は、ほぼ横ばいで推移
- 大阪版労働力調査（H22 7～9月分）では、非正規合計は、44.5%



* 非正規計は、「その他」を含む
総務省統計局「労働力調査詳細集計」

年齢階層別・就業状況別分布(全国)

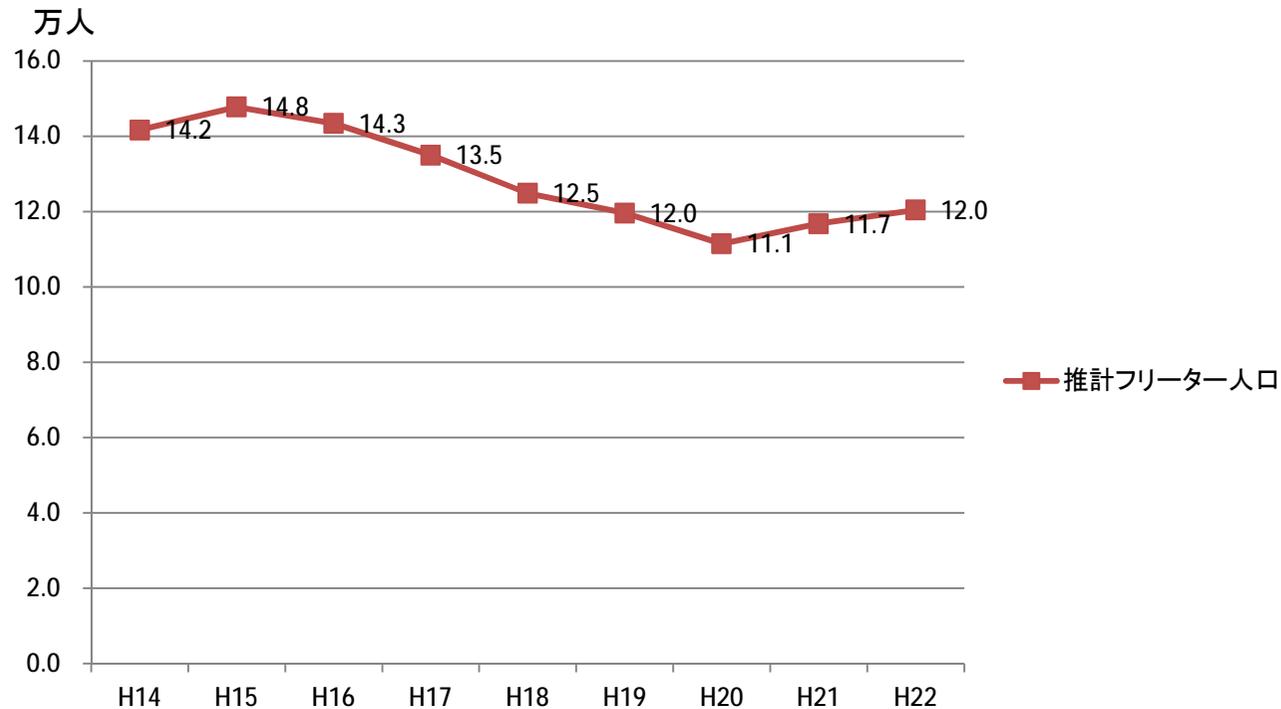
15歳～34歳の収入別状況は、正規職員＞派遣等＞パート等と明確に階層化



H19年度就業構造基本調査

フリーター推計(大阪府)

労働力調査による全国のフリーター数値に、全国の労働力人口に占める大阪府の労働力人口の割合からの推計では、12万人が該当



労働経済白書の定義: 15歳から34歳で、卒業者のうち現在就業している者については、勤め先における呼称がアルバイトまたはパートである雇用者。現在無業の者は家事も通学もしておらず、アルバイト、パートの仕事を希望する者など

府営住宅の寝室数別管理戸数

単身者向けの1DKでは、1,125戸、全体の0.8%

寝室数別構造別管理戸数

平成23年3月31日時点

寝室数	区分	タイプ	計	戸数割合
1	単身入居可	1K	68 (33.2)	0.1%
		1DK	1,125 (42.9)	0.8%
		1LDK	10 (55.5)	0.0%
		小計	1,203 (42.5)	0.9%
2	2名以上	2K	16,353 (41.0)	12.0%
		2DK	22,120 (46.9)	16.3%
		2LDK	112 (53.9)	0.1%
		小計	38,585 (44.4)	28.4%
2	2名以上	2DK	558 (56.4)	0.4%
		2LDK	8 (64.4)	0.0%
		小計	566 (56.6)	0.4%

寝室数	区分	タイプ	計	戸数割合
3	2名以上	3K	19,331 (54.5)	14.2%
		3DK	64,709 (57.9)	47.6%
		3LDK	3,929 (61.9)	2.9%
		小計	87,969 (57.3)	64.8%
3	4名以上	3LDK	4,578 (68.5)	3.4%
		小計	4,578 (68.5)	3.4%
4	5名以上	4K	89 (69.0)	0.1%
		4DK	2,451 (72.3)	1.8%
		4LDK	401 (70.7)	0.3%
		小計	2,941 (72.0)	2.2%
合計			135,842 (54.2)	100.0%

()書きは平均住戸専用面積、1LDKは、東三国住宅の廃止に伴う移転先住宅

府計画における公営住宅の入居基準に関する記述について

大阪府ストック活用総合計画（素案）

Ⅲ 地域コミュニティの活性化と住民福祉の支援（P26）

■適切な募集・管理等

- 公営住宅法の改正に伴い、同居要件が廃止されることを受け、世帯向けに供給してきたストックの状況を踏まえつつ、活力層を含む多様な層の単身入居が可能となるよう検討します。